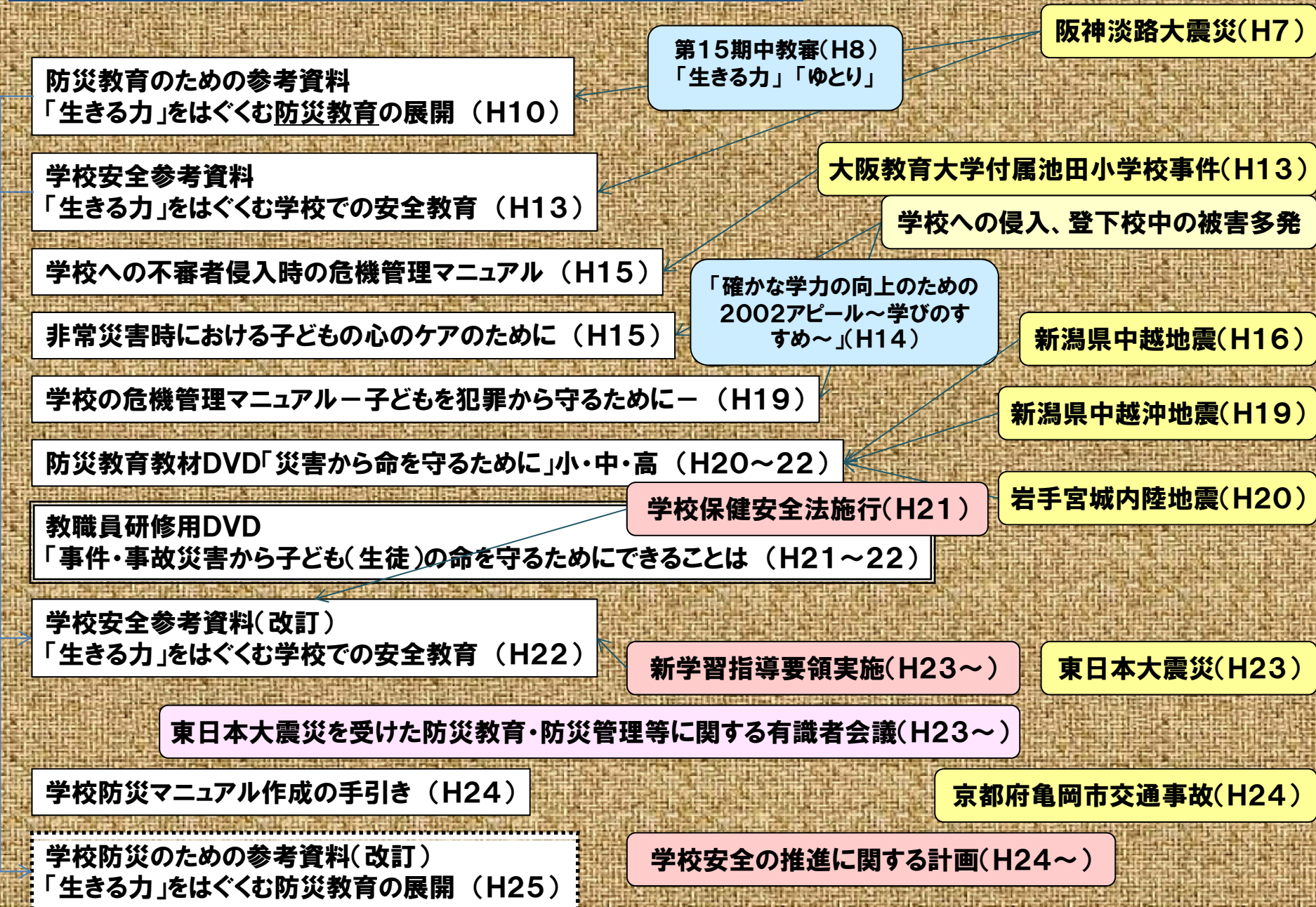


第5回土木と学校教育フォーラム **～東日本大震災以降の学校防災に関する取組～**

- 1, 東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議**
- 2, 東日本大震災における学校等の対応等に関する調査研究**
- 3, 学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き**
- 4, 学校防災のための参考資料「生きる力」を育む防災教育の展開**
- 5, 学校安全の推進に関する計画**

【0. 近年の学校事件・事故災害と文部科学省の動向等】



1. 東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議

(第1回～5回)中間とりまとめ(平成23年9月)

【防災教育】

- 自然災害等の危険に際して自らの命を守り抜くため「**主体的に行動する態度**」を育成する
- 支援者となる視点**から、安全で安心な社会づくりへの意識を高める

【防災管理等】

- 被災時における安全を確保するための**防災管理・組織活動の充実・徹底**

「東日本大震災における学校等の対応等に関する調査研究」

(第6回～9回)最終報告(平成24年7月)

- ・防災教育の指導時間の確保に向け、主体的に行動する態度や支援者としての視点を育成する観点から、**児童生徒の発達の段階を踏まえた系統的・体系的な指導**を行うことが必要。
- ・特に津波災害については、東日本大震災の教訓を踏まえ、地域の特性に応じ、**様々な場面や状況を想定した上で**、津波避難マニュアルを作成し、訓練を実施していくことが必要。
- ・教職員の被災など、想定以上の災害が発生した東日本大震災における事例も考慮し、**臨機応変に対応できる組織の在り方**が求められる。
- ・引き渡しのルールや避難所の開設・運営については、あらかじめ、**保護者や地域住民と連携を確立**させることが必要。
- ・防災マニュアルの作成に当たっては、**保護者・地域住民、関係機関等の協働**により作成するとともに、訓練の実施結果等に基づき、**常に見なおしを行うことが必要**。

2. 東日本大震災における学校等の対応等に関する調査研究

調査の概要

- 調査対象 被災3 県(岩手・宮城・福島)の国公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の全て(本校・分校別)の3,127 校。

調査結果のポイント

○避難行動について

- ・一次避難行動として、**約70%が机の下に潜り**、約50%が場所や状況に応じた行動をとることができた。
- ・**帰宅困難な状況が26%の学校で発生**した。
- ・帰宅困難な児童生徒等に対する**備蓄品が備えられていた学校等は約16%**であった。

○津波による被害状況と対応について(対象校→ハザード内+津波被害)

- ・津波により死亡・行方不明となった児童生徒等がいる学校等は20%である。
- ・危機管理マニュアルに、津波に対する児童生徒等の避難について規定があった学校等は、約50%であった。

○避難所としての運営状況について

- ・**避難所として利用された学校は約30%**であり、そのうち約70%が体育館を避難所とした。
- ・避難所の開設や運営に関して、**地域住民などと日常的に連携がとれていた学校等は約10%**である。

事前の訓練や備えに関する課題

(マニュアル)

- ・ 訓練ではどうしても特定の状況のみの訓練になってしまっていた。震災当日はその場で考えて行動しなければならないことが多かった。
- ・ 想定外のことが多すぎて、訓練に組み込まれない内容だった。

(二次対応)

- ・ 一次避難は効果を発揮した。二次避難については放送が使えず、人の手を借りて指示せざるを得なかった。
- ・ 長時間の避難となり、トイレや寒さ対策がなかった。停電により校内放送が使用できず、第二次避難指示は校舎内を職員が回って行った。

(校内体制等)

- ・ 児童への対応を中心に考えておいたが、大津波警報が発令され地域住民が自家用車等で校庭に避難してきたため、児童への対応と重なって職員が超多忙となった。
- ・ 検索などの役割分担も決めていたが、実際には休暇を取って不在の教師がいたり、教室外の場所にいたりして予定通りに機能することはできなかった。

(引き渡し)

- ・ 児童の引渡しが学校に避難してきた地域住民への対応と重なり混乱した。下校した児童に対する児童の安否確認、保護者への児童の引き渡しの仕方などについては、実施していなかったため、円滑に行うことができなかった。二次避難後から保護者へ引き渡すまでの手順が明確になっていなかったため、引き渡すタイミングの判断に躊躇した。

学校施設が避難所となったことによる課題

(教職員)

- ・ 避難所運営が全て学校に任されていたため、学校再開に向けての業務が重なり、かなり過重な負担を強いられた。
- ・ 避難所の運営を優先したために本来の業務が後回しになった。教職員も被災者であったが、家庭のことは後回しになった。
- ・ 避難所として運営することと学校施設を管理することでは、多少ずれる部分がある。設置者としての市当局と直接の学校管理者である校長（教頭）との、意思統一するのは大変なことである。
- ・ 避難所の運営主体が市であることが避難住民に徹底されず、学校側に要求されることも多かった。
- ・ 教職員が避難所を運営することにより、児童への指導や連絡する時間と場が少なくなった。

(学校運営)

- ・ 職員が学校から離れられなかったので、体調を崩す職員や職員の家族が多くなった。
- ・ 不特定多数の人が出入りするために学校の治安維持が難しい。
- ・ 授業再開後も避難所として利用され、学校行事等様々な制限を受けた。
- ・ 備蓄品以外にもカーテンや児童用運動着等を使用した^が、緊急時につきやむを得ない判断と考える。
- ・ 報道機関の理不尽な対応に苦慮した。

自由意見

(避難訓練)

- ・マニュアル通り動くことも大切だが、児童自身が危険を回避する方法を獲得することだと考える。そのためにはより実践的な避難訓練について状況を変えて多く設定し、児童自身で考え、判断する機会を増やすことであると考え。
- ・地域連携：学校、保護者、市教委等行政、地元消防、地元警察、行政区住民等と共同した総合防災避難訓練が必要かと思われる。特に学校(生徒、教職員、保護者)と市教委、地域住民との共同避難、連絡、通信の手段と内容等具体的な行動訓練の必要性を痛感した。

(防災教育)

- ・学校管理下の震災に重点を置きがちになるが、いついかなる状況下でも自己の生命を守るために、自身で適切な状況把握と判断が出来るような指導をしなければならないと考えている。

(管理・組織活動)

- ・危機管理マニュアルはあくまでも一つの指針であり万全なものではない。しかし、実際の災害の状況を教訓に、災害から命を守り、連携して対処できる術をイメージすることや、いざというときに備え、日々点検や見直しをして施設環境を整備していくことは重要であると考え。
- ・全教職員がマニュアルを叩き込んでおくこと。児童の安全を確保するための取るべき行動マニュアルがもし10個あれば、その全てを叩き込んでおき、自分の分担とかではなく、状況に応じてその優先順位をすばやく判断し、今なすべきことを誰でもできるようにしておくことが大切だと実感した。



3. 学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き

「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所に。

学校防災マニュアル(地震・津波災害) 作成の手引き

地域性を反映した学校独自のマニュアルづくり



避難訓練の実施・評価・マニュアルの改善

事前の危機管理 → 発生時の危機管理 → 事後の危機管理

休制整備と備蓄
点検
避難訓練
教職員研修等

地震発生

初期対応
二次対応

安否確認
対策本部の設置
引き渡しと待機
避難所協力
心のケア
原子力災害

文部科学省

学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き

事前の危機管理

備える

発生時の危機管理

命を守る

事後の危機管理

立て直す

体制整備と備蓄

- ・管理職、安全担当者のリーダーシップが重要
- ・全ての教職員の分担と責任を明確に
- ・想定される二次災害をリストアップ
- ・発生時、二次対応時、学校待機時それぞれに役立つ物品のリストアップ

点検

p00

- ・非構造部材の危険
- ・学校が行う点検と専門家による点検
- ・避難経路や避難場所の点検

避難訓練

p00

- ・基本行動は「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所への避難
- ・二次災害（津波や火災等）からの避難や引渡し訓練
- ・教科指導と関連させた訓練

教職員研修

p00

- ・学校安全の中核となる教員の養成と校内研修の充実
- ・地域や関係機関・団体との連携
- ・地域人材を活用した研修や授業等での活用

この間、マニュアルを見る余裕はありませんが、教職員の適切な判断と指示が必要です。事前に教職員がしっかりと理解しておくことが大切です。

緊急地震速報
地震の揺れ

○津波の危険が考えられる地域では、地震後すぐに高台等あらかじめ決められた避難場所に避難します。

地震の発生

管理下

校内
校外
通学路

初期対応

p00

落ちてこない
倒れてこない
移動してこない
場所への避難

二次対応

p00

素早い情報収集
適切な二次対応の判断
臨機応変な判断と避難
※正常化の偏見に注意

管理下、外に関わらず、児童生徒等がそれぞれの状況下で対応できるよう事前の指導・訓練が必要です。

管理外

休日
登校前
下校後



※正常化の偏見(バイアス)
自分にとって都合の悪い情報を無視したり、過小評価したりしてしまう人間の心理特性



対策本部設置

p00

避難所協力

p00

事前に教職員が協力できる内容地域や防災担当部局と整備

心のケア

p00

健康観察によるストレス症状等の把握と対応

原子力災害

p00

情報収集と適切な退避・避難行動

引き渡し(待機)

p00

事前に保護者等と話し合いルールを

津波等の二次災害の危険性を十分に検討した上で引き渡すかどうかの判断を。

安否確認

p00

連絡、通信手段の複線化を

求められる機能とその業務内容的確な情報収集と発信、優先順位

「事前の危機管理」がその後の対応全てにつながります。いつ起こるか分からない地震災害にきちんと備えることが重要です。

※上記のフローチャートは、震度5弱以上の大規模地震発生の場合を想定していますが、地震発生時には、震度が判断できないことから、初期対応の「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所への避難行動は、震度に関わらず必要です。

※災害対策本部の設置時期については、災害規模や、管理下、管理下外により変わることが考えられます。

※このフローチャートでは、初期対応を揺れが続いている時間、二次対応は揺れがおさまってから津波や火災など地震の次に起こる危険から回避するまでの期間として示しています。



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

スポーツ・青少年局学校健康教育課安全教育調査官 佐藤

震度と揺れ等の状況(概要)

0 **【震度0】**
人は揺れを感じない。

1 **【震度1】**
屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。

2 **【震度2】**
屋内で静かにしている人の大半が揺れを感じる。

3 **【震度3】**
屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。

4 **【震度4】**
●ほとんどの人が驚く。
●電灯などのつり下げ物は大きく揺れる。
●席りの悪い置物が、倒れることがある。

6弱 **【震度6弱】**
●立っていることが困難になる。
●固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。
●壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
●耐震性の低い木造建物は、瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。

5弱 **【震度5弱】**
●大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。
●棚にある食器類や本が落ちることがある。

6強 **【震度6強】**
●大きな地割れが生じたり、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある。

5強 **【震度5強】**
●物につかまらないう歩行が難しい。
●棚にある食器類や本で落ちるものが多い。
●固定していない家具が倒れることがある。
●補強されていないブロック塀が崩れることがある。

7 **【震度7】**
●耐震性の低い木造建物は、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。
●耐震性の高い木造建物でも、まれに傾くことがある。
●耐震性の低い鉄筋コンクリート造の建物では、倒れるものが増える。

5強 **【震度5強】**

- 物につかまらないう歩行が難しい。
- 棚にある食器類や本で落ちるものが多い。
- 固定していない家具が倒れることがある。
- 補強されていないブロック塀が崩れることがある。

マニュアルは頭の中に！

揺れている間に、マニュアルを見ることはできません。
揺れが収まって、津波や火災等の2次災害からすばやく避難することが必要です。

- 地震が起きたら** **あわてず、まず身の安全を!!** **緊急地震速報を見聞したら**
- 頭を保護し、丈夫な机の下など安全な場所に避難
 - 運転中は、ハザードランプを点灯し、緩やかに減速
 - あわてて外に飛び出さない(落下物や車が危険)
 - 近づく、門や扉、自動販売機やビルのそば
 - 揺れがおさまってから、あわてず火の始末
 - 海岸でぐらっときたら高台へ
 - あわてた行動、けがのもと
- 家屋の耐震化や家具の固定など、日頃から地震に備えましょう!!**

体制整備と備蓄

- ・管理職、安全担当者のリーダーシップが重要
- ・全ての教職員の分担と責任を明確に
- ・想定される二次災害をリストアップ
- ・発生時、二次対応時、学校待機時それぞれに役立つ物品のリストアップ

校内の体制整備

中核となる教職員
全職員の参画
校内防災委員会

地域・自治体との体制整備

PTA
自治会
自治体の防災担当部局
消防署・警察署 等

二次災害を想定した準備

地域性を踏まえた
二次災害の想定
適切な避難場所・経路
避難指示手順の明確化

災害時に必要な物品・備品の準備

情報収集
避難行動
避難生活
救護 等

点検

p00

- ・非構造部材の危険
- ・学校が行う点検と専門家による点検
- ・避難経路や避難場所の点検

参考資料

「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について 緊急提言」

平成23年7月（東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備に関する検討会）

「地震による落下物や転倒物から子どもたちを守るために～学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック」
平成22年3月（文部科学省）

避難訓練

p00

- ・基本行動は「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所への避難
- ・二次災害（津波や火災等）からの避難や引渡し訓練
- ・教科指導と関連させた訓練

キーワード

「上からものが落ちてこない」

「横からものが倒れてこない」 →児童生徒自らが判断・行動できる力を！

「物が移動してこない」

教職員研修

p00

- ・学校安全の中核となる教員の養成と校内研修の充実
- ・地域や関係機関・団体との連携
- ・地域人材を活用した研修や授業等での活用

研修内容の例

- ・マニュアルに基づく、地震、火災、津波などに対応した防災避難訓練
- ・AEDを含む心肺蘇生法などの応急手当に関すること
- ・教職員の安全確保と安否確認の方法
- ・児童生徒の安全確保と安否確認の方法
- ・児童生徒の引き渡し等の方法
- ・児童生徒の危険予測・回避能力等を育成するための安全教育の教育課程の位置づけ
- ・教育内容、教材等に関する共通理解
- ・児童生徒の心のケアに関すること 等



発生時の危機管理

命を守る

この間、マニュアルを見る余裕はありませんが、教職員の適切な判断と指示が必要です。事前に教職員がしっかりと理解しておくことが大切です。

緊急地震速報
地震の揺れ

○津波の危険が考えられる地域では、地震後すぐに高台等あらかじめ決められた避難場所に避難します。

管理下

初期対応 p00

二次対応 p00

校内
校外
通学路

落ちてこない
倒れてこない
移動してこない
場所への避難

素早い情報収集
適切な二次対応の判断
臨機応変な判断と避難
※正常化の偏見に注意

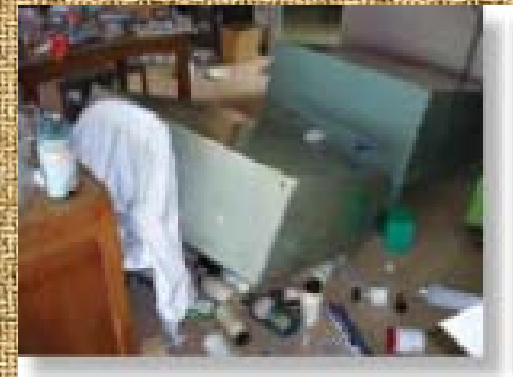
管理下、外に関わらず、児童生徒等がそれぞれの状況下で対応できるよう事前の指導・訓練が必要です。

管理外

休日
登校前
下校後



※正常化の偏見(バイアス)
自分にとって都合の悪い情報を無視したり、過小評価したりしてしまう人間の心理特性



地震の発生

事後の危機管理

立て直す

避難所協力

p00

事前に教職員が協力できる内容地域や防災担当部局と整備

心のケア

p00

健康観察によるストレス症状等の把握と対応

原子力災害

p00

情報収集と適切な退避・避難行動

引き渡し（待機）

p00

事前に保護者等と話し合いルールを

津波等の二次災害の危険性を十分に検討した上で引き渡すかどうかの判断を。

安否確認

p00

連絡、通信手段の複線化を

p00

求められる機能とその業務内容的確な情報収集と発信、優先順位

事前の備えができていなければ、どうにもなりません！

子どもに現れやすいストレス症状の健康観察のポイント

体の健康状態

- ・ 食欲の異常（拒食・過食）はないか
- ・ 睡眠はとれているか
- ・ 吐き気・嘔吐が続いていないか
- ・ 下痢・便秘が続いていないか
- ・ 頭痛が持続していないか
- ・ 尿の回数が異常に増えていないか
- ・ 体がだるくないか

心の健康状態

- ・ 心理的退行現象（幼児返り）が現れていないか
- ・ 落ち着きのなさ（多弁・多動）はないか
- ・ イライラ、ビクビクしていないか
- ・ 攻撃的、乱暴になっていないか
- ・ 元気がなく、ぼんやりしていないか
- ・ 孤立や閉じこもりはないか
- ・ 無表情になっていないか

引き渡しのルールの例

地域の震度	震度	引き渡しのルール
学校を含む	震度5弱以上	保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。この場合、時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、子どもを学校で保護しておく。
	震度4以下	原則として下校させる。交通機関に混乱が生じて、保護者が帰宅困難になることが予想される場合、事前に保護者からの届けがある子どもについては学校で待機させ、保護者の引き取りを待つ。

※上記はあくまでも例であり、学校周辺の交通事情等の環境によって十分検討し設定する必要がある。

デジタルとアナログ！

ハイテクとローテク！

→ 全ての方法の複線化を！



文部科学省

MINISTRY OF EDUCATION,
CULTURE, SPORTS,
SCIENCE AND TECHNOLOGY-JAPAN

スポーツ・青少年局学校健康教育課安全教育調査官 佐藤

4. 学校防災のための参考資料「生きる力」を育む防災教育の展開



学校防災のための参考資料
「生きる力」を育む防災教育の展開

 文部科学省

平成25年3月

文部科学省

平成7年1月 阪神・淡路大震災

○学校等の防災体制の充実に関する調査研究協力者会議

平成7年11月 第一次報告

平成8年 9月 第二次報告

平成10年3月防災教育のための参考資料
「生きる力」をはぐくむ防災教育の展開

H12鳥取県西部地震、H13芸予地震、H15年十勝沖地震、H16新潟県中越地震、H19能登半島地震、新潟県中越沖地震、H20岩手・宮城内陸地震等、震度6弱以上の地震18回

H21,4,1「学校保健安全法」施行

H20,H21 学習指導要領の改訂

平成22年度 防災教育のための参考資料
「生きる力」をはぐくむ防災教育の展開 改訂

○東日本大震災における学校等の対応等に関する調査研究 平成24年3月

○東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議

平成23年9月 中間とりまとめ

平成24年7月 最終とりまとめ

○「学校安全の推進に関する計画」
平成24年4月

平成23年3月 東日本大震災

H25.3 「生きる力」を育む防災教育の展開

【防災教育、防災管理、防災に関する組織活動】

まえがき

H21,4,1 「学校保健安全法」施行

H23,9,22 中央教育審議会総会(第78回)
○学校安全の推進に関する計画の策定について(諮問)

中央教育審議会スポーツ・青少年分科会 学校安全部会において審議(第1回～第9回)

H24,3,21 中央教育審議会総会(第80回)
○学校安全の推進に関する計画の策定について(答申)

H24,4,27 閣議決定

学校安全の推進に関する計画

- 国は学校における安全に関する指導が系統的・体系的になされるよう、各教科における安全に関する指導内容を整理し、学校現場にわかりやすく示す。
- 安全教育のための指導時間を確保するための方策について、国は、その必要性や内容の検討を行う。

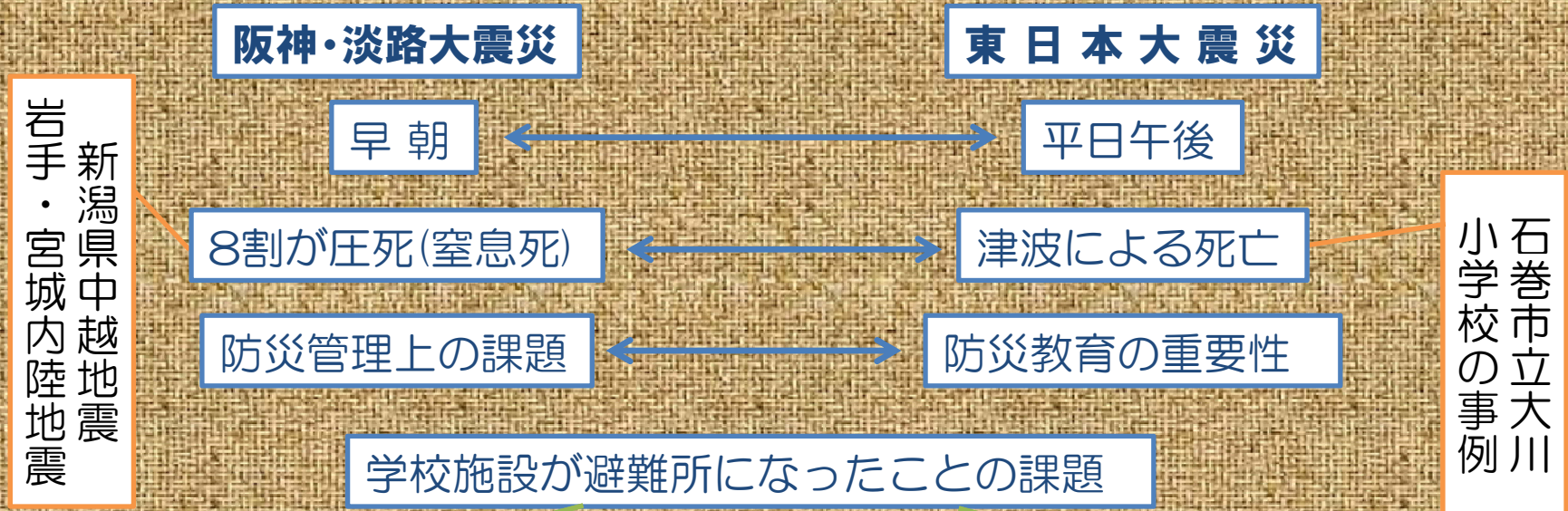
学校保健安全法第3条2項（国及び地方公共団体の責務）

2 国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。

今後、おおむね5年間(平成24年度～平成28年度)にわたる学校安全の推進に関する施策の基本的方向と具体的な方策を明らかにするものであり、計画期間中における成果や課題、情勢の変化等を検証した上で、適切に見直すこととする。



第1章 学校防災の意義とねらい① p1~7



○学校等の防災体制の充実に関する調査研究協力者会議
平成7年11月 第一次報告
平成8年 9月 第二次報告

○東日本大震災を受けた防災教育・防災管理等に関する有識者会議
平成23年9月 中間とりまとめ
平成24年7月 最終とりまとめ

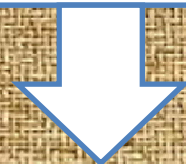
Point 自然災害が多発する日本では学校防災が重要

第2章 学校における防災教育① p8

【防災教育の目標】

「災害に適切に対応する能力の基礎を培う」

- ア 自然災害等の現状、原因及び減災等について理解を深め、現在及び将来に直面する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意思決定や行動選択ができるようにする。
- イ 地震、台風の発生等に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができるようにする。
- ウ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。



Point 児童生徒等の発達の段階に応じた系統的な指導が必要

第2章 学校における防災教育② p10

発達段階に応じた防災教育

- ア 自然災害等の現状、原因及び被害等について理解を深め、現在及び将来に遭遇する災害に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができる。(知識、思考・判断)
- イ 地震、台風の発生等に伴う危険を理解・予測し、自らの安全を確保するための行動ができるようにするとともに、日常的な備えができる。(危険予測、主体的な行動)
- ウ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に参画・協力し、貢献できる。(社会貢献、支援者の基礎)

高等学校段階における防災教育の目標

安全で安心な社会づくりへの歩みを意識し、地域の防災活動や災害時の支援活動において、適切な役割を自ら判断し行動できる生徒

- | | | |
|---|---|---|
| ア 知識、思考判断
・世界や日本の主な災害の歴史や原因を理解するとともに、災害時に必要な物資や支援について考え、日常生活や災害時に適切な行動をとるための判断に生かすことができる。 | イ 危険予測-主体的な行動
・日常生活において発生する可能性のある様々な危険を予測し、回避するとともに災害時には地域や社会全体の安全について考え行動することができる。 | ウ 社会貢献、支援者の基礎
・事前の備えや災害時の支援について考え、積極的に地域防災や災害時の支援活動に参画する。 |
|---|---|---|

中学校段階における防災教育の目標

日常の備えや的確な判断のもと主体的に行動するとともに、地域の防災活動や災害時の助け合いの大切さを理解し、すすんで活動できる生徒

- | | | |
|---|---|--|
| ア 知識、思考判断
・災害発生メカニズムの基礎や地域の災害例から危険を理解するとともに、備えの必要性や情報の活用について考え、安全な行動をとるための判断に生かすことができる。 | イ 危険予測-主体的な行動
・日常生活において知識を基に正しく判断し、主体的に安全な行動をとることができる。
・被害の軽減、災害後の生活を考えることができる。
・災害時には危険を予測し、率先して避難行動をとることができる。 | ウ 社会貢献、支援者の基礎
・地域の防災や災害時の助け合いの重要性を理解し、主体的に活動に参加する。 |
|---|---|--|

小学校段階における防災教育の目標

日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解し、安全な行動ができるようにするとともに、他の人々の安全にも気配りできる児童

- | | | |
|--|---|--|
| ア 知識、思考判断
・地域で起こりやすい災害や地域における過去の災害について理解し、安全な行動をとるための判断に生かすことができる。
・被害を軽減したり、災害後に役立つものについて理解する。 | イ 危険予測-主体的な行動
・災害時における危険を認識し、日常的な役割等を生かして、自らの安全を確保することができる。 | ウ 社会貢献、支援者の基礎
・自他の生命を尊重し、災害時及び被災後に、他の人や集団、地域の安全に役立つことができる。 |
|--|---|--|

幼稚園段階における防災教育の目標

安全に生活し、緊急時に教職員や保護者の指示に従い、落ち着いて素早く行動できる幼児

- | | | |
|---|---|--|
| ア 知識、思考判断
・教師の話を指示を注意して聞き理解する。
・日常の日常生活や災害発生時の安全な行動の仕方が分かる。
・きまりの大切さが分かる。 | イ 危険予測-主体的な行動
・安全、危険な場や危険を回避する行動の仕方が分かり、素早く安全に行動する。
・危険な状況を見付いたら、身近な大人にすぐ知らせる。 | ウ 社会貢献、支援者の基礎
・高齢者や地域の人と関わり、自分ができることをする。
・友達と協力して活動に取り組む。 |
|---|---|--|

障害のある児童生徒等については、上記のほか、障害の状態、発達の程度、特性及び地域の実態等に応じて、危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めることができるようにする。

「交通安全」「生活安全」の内容とともに学校安全計画に位置付け

P143,144 高等学校防災教育年間計画

P120,121 中学校防災教育年間計画

P80,81 小学校防災教育年間計画

P52,53 幼稚園防災教育年間計画

P159,160 特別支援学校防災教育年間計画



第2章 学校における防災教育③ p13

防災教育に関する指導計画作成上の留意点

① 学校の所在する地域環境等の実情把握

② 指導内容の整理、関連教科等への位置付け

③ 新しい課題に対応できる弾力性

④ 多様な状況設定による避難訓練、評価と改善

⑤ 参考資料等を活用した教材の工夫

⑥ 体験的な学習の設定

⑦ 障害のある児童生徒への配慮

⑧ 家庭、地域、関係機関等との連携強化

⑨ 保護者を含めた学習機会の視点

⑩ 教職員の研修充実

⑪ 教職員、児童生徒、保護者等による評価の工夫

第3章 学校における防災管理 p27

「地震・津波災害」については、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」を参照のこと

災害発生に備えた安全管理（事前）

学校の立地環境と予測される災害

施設・設備等の安全点検及び改善措置

情報連絡体制の整備

非常用物資の備蓄管理

災害発生時の緊急措置を講じる体制等の整備

- ・ハザードマップを参考、それを上回ることも視野に
- ・確実な点検、チェックリスト等を参照
- ・複数の手段と事前の共通理解
- ・避難所物資と学校待機時の物資は別々に
- ・火山災害、風水害、原子力災害の体制

災害発生時の対応（発生時）

基本的な対応例

生活の場面ごとの対応例

災害別の対応例

- ・発生時の対応を時系列で
- ・登下校中や校外活動中、休日、夜間の対応
- ・火災、火山災害、風水害等の災害の対応

災害発生後の対応（事後）

児童生徒等の心のケア

教育活動の再開に向けた対応

避難所としての対応

- ・マニュアルへの位置づけと平常時の教職員訓練
- ・再開までの手順と留意点
- ・児童生徒在校時、休日、夜間等の対応

第4章 災害安全に関する組織活動 p45

校内推進体制の整備

- ・中核となる教職員の校務分掌上の位置付け

安全主任(仮称)の制度化
(学校教育法施行規則?)

組織的な教職員研修の充実

- ・教職員研修の充実、児童生徒等や保護者等との合同研修

家庭、地域社会との連携

- ・地域の防災力を生かした防災教育
- ・学校施設が避難所となる場合の体制

実践的防災教育総合支援事業

- 避難所では、公民館や近隣の小学校、幼稚園との日頃からの連携や関係づくりが災害対応の面でもうまく働いた。また、地域コミュニティのまとまりの強さが避難生活にも生かされていた。そこで、関係機関との連携や豊かな地域作りが今後の防災には必要であると考えている。
- 今回、被害の少ない地域の学校の教職員については、他の学校の避難所の連絡係や宿直の勤務が行われたが、教職員については主に学校再開の支援など、学校教育再開のための業務に特化して活用することが望ましいと感じた。

【東日本大震災における学校等の対応等に関する調査研究】

5. 学校安全の推進に関する計画

H21,4,1 「学校保健安全法」施行

H23,9,22 中央教育審議会総会(第78回)
○学校安全の推進に関する計画の策定について(諮問)

中央教育審議会スポーツ・青少年分科会 学校安全部会において審議(第1回～第9回)

H24,3,21 中央教育審議会総会(第80回)
○学校安全の推進に関する計画の策定について(答申)

H24,4,27 閣議決定

学校安全の推進に関する計画

- 国は学校における安全に関する指導が系統的・体系的になされるよう、各教科における安全に関する指導内容を整理し、学校現場にわかりやすく示す。
- 安全教育のための指導時間を確保するための方策について、国は、その必要性や内容の検討を行う。

学校保健安全法第3条2項(国及び地方公共団体の責務)

2 国は、各学校における安全に係る取組を総合的かつ効果的に推進するため、学校安全の推進に関する計画の策定その他所要の措置を講ずるものとする。

今後、おおむね5年間(平成24年度～平成28年度)にわたる学校安全の推進に関する施策の基本的方向と具体的な方策を明らかにするものであり、計画期間中における成果や課題、情勢の変化等を検証した上で、適切に見直すこととする。

児童生徒等の安全を取り巻く現状と課題・今後の学校安全の方向性

【学校における安全教育】

- 安全に関する知識、行動する力が課題
- 指導時間の確保と教育手法、指導体系の整理

安全教育の充実

- ・安全に関する知識とともに行動する態度の視点
- ・指導時間の確保、より効果的な教育手法導入
- ・東日本大震災の教訓を踏まえた安全教育

【学校における安全管理】

- 学校管理下の事故は増加傾向
- 不審者侵入、交通事故への対応
- 東日本大震災を踏まえた自然災害への対応

学校安全体制整備

- ・学校内の安全体制の確立(施設設備・組織)
- ・家庭や地域と連携した安全体制の整備

「自立」「協働」 「想像」

第2期教育振興基本計画の策定に向けた基本的な考え方に示されたキーワード

【より実証的な学校安全施策の推進】

- セーフティプロモーションの考えに基づいた施策展開
- ・事件・事故災害に関する情報収集体制の整備充実
- ・実証的な安全管理につなげる分析調査機能の強化
- ・優れた取組事例 (ISS) などの推奨

○負傷
減少傾向

○死亡
ゼロとなるよう最大限
努力

総合的かつ効果的な学校安全に係る取組の推進

- *セーフティプロモーション：1989年9月にWHOから提示された考え方で、障害をもたらす事故、犯罪被害、自傷行為等を部門や職種の垣根を越えた協働や科学的に評価可能な介入により予防しようとするもの。
- *ISS: WHO協力センターの推進する地域単位のセーフティプロモーションの取組と連動した認証活動。同センターの指針に基づき、より安全な教育環境づくりを目指す学校に与えられるものとして世界規模で展開されている。



学校安全を推進するための具体的な方策等

1. 安全に関する教育の充実方策

- 主体的に行動する態度や共助・公助の視点を踏まえた参考資料を作成。
- 全国的な情報共有や意見交換の機会を設定し、教育手法の改善を図る。
- 安全教育に係る指導時間を確保するため、安全教育に関する教育課程の改善を視野に入れた研究を推進する。
- 緊急地震速報等を活用した優良な避難訓練等の実践事例情報を学校等に提供する。
- 発達段階等、児童生徒の状況に応じた安全教育展開のための研究促進を図る。
- 情報社会への対応のため、引き続き情報活用能力の育成を図る。
- 原子力災害に対する適切な準備が可能となるよう努める。

2. 学校施設及び設備の整備充実

- 学校の設置者が行う耐震化及び防災機能の強化を支援する。
- 学校における非常時の安全に関わる設備の整備充実を促す。

3. 学校における安全に関する組織的取組の推進

- 学校安全計画の充実を図るため積極的な情報提供を行う。
- 全ての学校において学校安全の中心的役割を果たす教職員が一定水準の知識や資質を備えることを目指す。
- 安全点検では、事故事例を踏まえた具体的な改善の取組が必要であり、そのための情報提供の確立に努める。
- 全国の教委職員が学校安全に関する一定の知識を持つことができるよう、最新の安全知識や優れた取組事例などについて参考資料を作成・普及する。
- 全ての学校において速やかに危険等発生時対応要領を作成するよう促す。

4. 地域社会、家庭との連携を図った学校安全の推進

- 地域社会との連携強化
- 保護者や地域ボランティアの養成・研修を促進する。

